



上場廃止にならない程度の財務内容を維持しながら当該企業を悪用し続けるが、中には会社更生等に至り、当該箱企業の粉飾が明らかになる事例も散見される。

このような箱企業も上場企業である以上、監査法人監査を受けているが、財務内容の悪化等からGC(going concern)に関する注記が付けられ、また大手監査法人から小規模監査法人に交代する事例も少なくない。監査法人、会計士の中には、箱企業の「駆け込み寺」になっているようなところも見られ、上記のような不正取引を看過、あるいは幫助しているような状況も見られる。

以上のように、第三者割当増資等のファイナンス自体は会社法上の手続き等に則って行われてはいるものの、箱企業の株式の流通市場においては多くの不正取引が複合的に行われる事例が少なくなく、証券不正取引のオンパレードといった状況である。

さらに箱企業に至る過程で、当該企業の株主構成は大幅に変わり、仕手筋や反社会的勢力とつながりのある者が実質的に支配していることが多く、また経営陣もそれらの実質的な株主の息のかかった者が送り込まれてきている。したがって箱企業のコーポレート・ガバナンスは崩壊しており、証券市場での不正取引にとどまらず、様々な違法行為を誘発する。箱企業を通じて調達した資金のマネーロンダリングや、資金が流出した先の企業や仲介手数料等を得たアレンジャーによる脱税がその典型であると認識している。

このように箱企業を利用した不正ファイナンスの問題は、多くの証券不正取引、さらには他の分野の違法行為と関連する複合的な、また資本市場の根幹に関わる問題であると認識し、監視委としては、現在最優先課題と位置づけ取り組んでいるところであるが、その取組みについて、次回ご紹介したい。

(文中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である)。

証券取引等監視委員会総務課長 佐々木清隆